

二戸地区クリーンセンターで処理するごみの1日搬入限度量について

二戸地区クリーンセンターは平成7年7月から一般廃棄物処理施設として稼働しておりますが、施設の負荷軽減のために、下記の一般廃棄物については1日搬入限度量を設けております。

二戸地区クリーンセンターの負荷軽減のため、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 1日搬入限度量

- 200kgまで（軽トラック1台程度）

2 搬入限度の対象となるごみ

○草、木類

- ・道路廃材以外の木くず
- ・道路等の維持管理による草、木類
- ・庭木剪定等による草、木類

○紙くず（リサイクルできないもの）

- ・リサイクルできないダンボール
- ・事業所で使用した書類等

○火災廃棄物

- ・火災に伴って発生した一般廃棄物

○布団、畳

- ・スプリング入りのマットレスは、受け入れできません。